

18 その他に、福祉サービスはありますか？

障害の内容によっては、電話や郵便など、通信に関する助成制度があります。

また、障害の内容に応じた福祉サービスもあります。

事業	内 容	対象者
ONHK受信料		
NHK受信料の免除	NHKへ免除申請書を提出した月から受信料が免除されます。免除申請書は、市区町村役場にあります。 ○市町村長、福祉事務所長等の証明が必要です。 ○障害者手帳、戦傷病者手帳の呈示及び住民票（世帯全員分）、市町村民税非課税証明書（世帯全員分）等必要な挙証資料の提出により、NHKの窓口で申請することもできます。	○障害者 ○戦傷病者
	<対象者> ○全額免除 ・身体障害者、知的障害者、精神障害者のいる世帯構成員全員が市町村民税非課税の世帯 ○半額免除 ・世帯主かつ受信契約者が視覚・聴覚障害者の世帯 ・世帯主かつ受信契約者が重度の身体障害者（1～2級）の世帯 ・世帯主かつ受信契約者が重度の知的障害者の世帯 ・世帯主かつ受信契約者が重度の精神障害者（1級）の世帯 ・世帯主かつ受信契約者が重度の戦傷病者（特別項症～第1款症）の世帯	
	<問い合わせ先> ○免除証明・・・市区町村役場、県障害福祉課、県地域福祉課 ○料金関係・・・日本放送協会（NHK） 9:00～18:00（土日祝も受付） TEL(0570)077-077	
○電話		
施設設置負担金の分割払い ※NTT西日本に加入の場合	障害のある方が新規に電話を引くときにかかる施設設置負担金を分割払い（1年以内かつ12回以内）にすることができます。 <対象者>各種障害者（心身障害、身体障害、公害病認定者等）	○障害者 ○戦傷病者 ※詳しくは、電話会社までお問い合わせください。
	<問い合わせ先> 西日本電信電話株式会社（NTT西日本） TEL 116 ※携帯・PHSからは、0800-2000116（通話料無料） 9:00～17:00（年末年始を除く） ※FAX（0120）201-390（フリーダイヤル） 9:00～17:00（土日祝、年末年始を除く）	
電話番号案内の無料扱い （ふれあい案内）	電話帳により電話番号を探すことが困難な方の電話番号案内料金を無料とします。（ご利用前に郵便による登録手続きが必要です。） <対象者> ・身体障害者手帳所有者（視覚障害1～6級、肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1・2級） ・療育（愛護）手帳所有者 ・精神保健福祉手帳所有者 ・戦傷病者手帳所有者（視力障害：特別項症～第6項症、上肢障害：特別項症～第2項症）	
携帯電話料金の割引	基本使用料等が割引となる場合があります。 ○手帳の呈示等が必要です。 ○実施については、各携帯電話会社にご確認ください。	○障害者
	<問い合わせ先> 各携帯電話会社	

○郵便		
<p>※ 問い合わせは</p> <ul style="list-style-type: none"> ○最寄りの郵便局 ○日本郵便株式会社お客様サービス相談センター <p>※固定電話から TEL (0120) 23-28-86 (フリーダイヤル) ※携帯から TEL (0570) 046-666 (通話料有料)</p> <p>平日/8:00~21:00 土・日・休日/9:00~21:00</p>		
郵便料金の免除及び軽減	<p>(1) 次に掲げる郵便物で開封とするものは、無料となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字のみを掲げたものを内容とするもの「点字郵便物」 ・盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、点字図書館、点字出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設（日本郵便株式会社の指定するものに限る。）から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの「特定録音物等郵便物」 <p>(2) 次に掲げる郵便物で内容品の見本が提示されているか又は内容品が容易に認定できる包装のものは、一般料金より安い料金となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館法に規定する図書館と重度の身体障がい者又は知的障がいの程度が重い障がい者との間で図書閲覧のために発受するゆうメール（重量 3 kg を超えないもの）で、「図書館用ゆうメール」と記載したもの ・点字のみを掲げたものを内容とするゆうパック（重量 30 kg を超えないもの）で「点字ゆうパック」と記載したもの ・聴覚障がい者の福祉を増進することを目的とする施設（日本郵便株式会社の指定するものに限る）と聴覚障がい者との間に発受するビデオテープその他の録画物（重量 30 kg を超えないもの）で「聴覚障がい者用ゆうパック」と記載したもの 	○指定された施設及び身体障害者
青い鳥郵便葉書の無償配付	<p>次の方法で申込みをされた重度の身体障がい者及び重度の知的障がい者に通常郵便葉書を無償配付しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事前にお問い合わせください。 ○配付枚数 1人につき 20枚まで ○配付葉書 通常葉書（「くぼみ入り」「無地」「インクジェット紙」「胡蝶蘭無地」「胡蝶蘭インクジェット」を選択） ○申込受付期間 例年 4月1日～5月31日 ○配付期間 例年 4月中旬以降 ○申込方法 申込書に必要事項を記入し、最寄りの郵便局に手帳を提示して申し出てください。 ○郵送による申込もできます。 	○重度の身体障がい者（身体障害者手帳に「1級」又は「2級」の表記がある方） ○重度の知的障がい者（療育手帳に「A」又は「1度」もしくは「2度」の表記がある方）
心身障害者用低料第三種郵便物	<p>第三種郵便物の承認を受けた定期刊行物のうち、心身障害者団体が心身障害者の福祉を図ることを目的として発行するものは、一般の第三種郵便物よりも安い料金で利用できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○あらかじめ差し出そうとする郵便局の承認を受けておく必要があります。ただし、発行人が定期刊行物提出局へ差し出す場合は、事前承認は不要です。 ○郵便物には、差出人として発行人の資格及び氏名の記載が必要です。 	○心身障害者団体等
○ICT サポート		
ICTサポートセンターの運営	<p>パソコン周辺機器やソフトの利用方法を始め、パソコンの使い方に関する講習、機器の選定・トラブルに関する相談及びパソコンボランティアの派遣等を行っています。</p> <p><問い合わせ先></p> <ul style="list-style-type: none"> ○肢体、視覚、聴覚障害者向け 名古屋総合リハビリテーション事業団 なごや福祉用具プラザ TEL (052) 851-0051 FAX (052) 851-0056 ○肢体障害者向け A J U 自立の家 わだちコンピュータハウス TEL (052) 841-9888 FAX (052) 841-3788 ○視覚障害者向け 名古屋ライトハウス 情報文化センター TEL (052) 654-4521 FAX (052) 654-4481 ○聴覚障害者向け 名身連聴覚言語障害者情報文化センター TEL (052) 413-5885 FAX (052) 413-5853 あいち聴覚障害者センター TEL (052) 228-6660 FAX (052) 221-8663 メール aichi.deaf.center@flute.ocn.ne.jp 	○身体障害者

事業	内 容	対象者
○障害者レクリエーション、スポーツ		
レクリエーション事業の実施	身体障害者を対象に、ハイキング大会を実施しています。 ＜問い合わせ先＞ 愛知県身体障害者福祉団体連合会 TEL(052)228-8505 FAX(052)228-8506	○身体障害者
スポーツの振興	障害者を対象に、グランドソフトボール・車いすバスケットボール・ボッチャ等のスポーツ大会を開催するとともに、スポーツ教室等を開催しています。 ＜問い合わせ先＞ 愛知県社会福祉協議会障害者スポーツ振興センター TEL(052)212-5523 FAX(052)212-5522	○身体障害者 ○知的障害者
パラアスリートの発掘・育成	国際大会等で活躍できる未来のパラアスリートを発掘し、競技団体等と連携して育成する。 ＜問い合わせ先＞ あいちトップアスリート発掘・育成・強化推進本部事務局 (県競技・施設課内) TEL(052)954-7472 FAX(052)951-1005	○身体障害者 ○知的障害者
スポーツ大会の実施	次のスポーツ大会を開催しています。 ○愛知県障害者スポーツ大会（県大会の開催） ○全国障害者スポーツ大会（選手の派遣） ○精神障害者スポーツ大会（県大会の開催） ＜問い合わせ先＞ 県競技・施設課、愛知県社会福祉協議会障害者スポーツ振興センター（精神障害者スポーツ大会を除く。） TEL(052)212-5523 FAX(052)212-5522	○障害者
障害者スポーツ参加促進事業の実施	スポーツ活動の経験がない障害者などを対象に、講演会や実技指導を実施しています。 ＜問い合わせ先＞ 愛知県社会福祉協議会障害者スポーツ振興センター TEL(052)212-5523 FAX(052)212-5522	○障害者
障害者芸術活動参加促進事業の実施	障害のある方から公募した作品の展示等を行う「あいちアール・ブリュット展」などを開催しています。また、講師が障害者支援施設等を訪問し、利用者とアート活動を行う出前講座を開催しています。 ＜問い合わせ先＞ 県障害福祉課	○障害者
○重度身体障害者の方へ		
ガイドヘルパーネットワーク事業の実施	重度の視覚障害者や脳性まひ者等全身性障害者が都道府県間を移動する際に、移動先の都道府県の「ガイドセンター」と連携してガイドヘルパーに関する情報及び関連施設の情報を提供しています。 ＜問い合わせ先＞ 愛知県身体障害者福祉団体連合会 TEL(052)228-8505 FAX(052)228-8506	○重度身体障害者
○身体障害者の方へ		
介助犬の貸与	肢体不自由者を対象に、日本介助犬協会の実施する合同訓練を受け、介助犬を飼育できる方に無償で介助犬を貸与しています。 ＜問い合わせ先＞ 日本介助犬協会 TEL(0561)64-1277 介助犬総合訓練センター～シンシアの丘～	○肢体不自由者
○ストーマ装具装着者の方へ		
オストメイト社会適応訓練の実施	ストーマ装具の装着者に、装具の使用についての正しい知識を習得してもらうとともに、各種相談に応じています。 ＜問い合わせ先＞ 日本オストミー協会 愛知県支部 TEL 090-2172-0713	身体障害者（ストーマ装具装着者）

事業	内 容	対象者
○視覚障害者の方へ		
盲導犬の貸与 及び飼料費の 助成	視覚障害者を対象に、中部盲導犬協会の実施する共同訓練を受け、盲導犬を飼育できる方に無償で盲導犬を貸与しています。 また、貸与を受けた方に飼料費を助成しています。 ■飼料費の助成については、所得制限があります。 <問い合わせ先> 中部盲導犬協会 TEL(052)661-3111	○視覚障害者
点字広報あい ち・声の広報 あいちの発行	視覚障害のある方を対象に点字やカセットテープ・CDと音声コードで、県政や暮らしの情報、点字図書等の新刊案内などを提供しています（「広報あいち」とは別内容）。 「点字広報あいち」（奇数月25日発行）は、視覚障害のある方の自宅などに送付し、「声の広報あいち」（偶数月1日発行）は、声の図書を扱う公共図書館などで貸し出しています。「点字広報あいち」の音声コード版は、市区町村窓口（福祉担当課室）などで貸し出すとともに、希望される方の自宅に送付します。 <問い合わせ先> 県広報広聴課 点字図書館明生会館 TEL(0532)52-2614	○視覚障害者
広報あいち音 声コード版の 発行	広報あいち（毎月第1日曜の中日、朝日、読売、毎日新聞に掲載）の音声コード版を県関係機関及び市区町村窓口（福祉担当課室）などにおいて新聞掲載の翌週の月曜日から設置するとともに、希望される方の自宅に送付します。 <問い合わせ先> 県広報広聴課	○視覚障害者
県政ガイドあ いち音声コー ド版の発行	県政ガイドあいち（毎年1回7月頃発行）の音声コード版を希望される方の自宅に送付します。 <問い合わせ先> 県広報広聴課	○視覚障害者
ラジオ放送	ラジオの広報番組により、県の施策や行事などを紹介しています。 ・「あいち県政リポート」 CBCラジオ・毎月第2・4土曜 11:32～11:36 ・「こんにちは愛知県です」 東海ラジオ・毎月第1・3木曜 10:35～10:38 ・「A I C H I S A T U R D A Y T O P I C S」 FM A I C H I ・毎月第1・3土曜 7:30～7:33 ・「A I C H I S U N D A Y T I P S」 Z I P - F M ・毎月第1・3日曜 7:23～7:26 <問い合わせ先> 県広報広聴課	○視覚障害者
点字による即 時情報ネット ワーク	中央点字情報センターから入力される新聞雑誌等の情報を点字紙にし、県点字図書館（明生会館）で視覚障害の方に閲覧・配布します。 <問い合わせ先> 愛知県盲人福祉連合会 TEL(0532)53-5855 FAX(0532)39-5877	○視覚障害者
視覚障害者社 会生活教室の 開催	視覚障害者に、社会生活に必要な知識の習得や体験交流等を行えるよう社会生活教室を開催します。 <問い合わせ先> 愛知県盲人福祉連合会 TEL(0532)53-5855 FAX(0532)39-5877	○視覚障害者
○盲ろう者の方へ		
盲ろう者向け 通訳・介助員 の派遣	視覚障害と聴覚障害の重複により、他者とのコミュニケーションや外出が困難な重度の盲ろう者に、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣して、日常生活上必要な居宅における通訳又は外出時の通訳及び移動介助を行います。 <問い合わせ先> あいち聴覚障害者センター TEL(052)228-6660 FAX(052)221-8663 メール aichi.deaf.center@flute.ocn.ne.jp	○盲ろう者

事業	内 容	対象者
○聴覚障害者・音声機能障害者の方へ		
聴導犬の貸与	聴覚障害者を対象に、聴導犬普及協会の実施する合同訓練を受け、聴導犬を飼育できる方に無償で聴導犬を貸与しています。 ＜問い合わせ先＞ (福) 日本聴導犬協会 TEL(0265)85-4615 FAX(0265)85-5088	○聴覚障害者
県広報番組の手話通訳	次の県広報番組には、手話通訳を付けています。 ・村上佳菜子の週刊愛ちっち（東海テレビ） 毎週木曜 21:54～22:00（再放送：毎週日曜 5:12～5:15） ・あいちインターネット情報局「県政リポート」「愛知のあゆみ」 (https://www.doga.pref.aichi.jp/) ＜問い合わせ先＞ 県広報広聴課	○聴覚障害者
県広報番組の字幕放送	次の県広報番組には、字幕放送を付けています。 ・「村上佳菜子の週刊愛ちっち」（東海テレビ） 毎週木曜 21:54～22:00（再放送：毎週日曜 5:12～5:15） ・「まるまる◎あいち」（名古屋テレビ） 毎週土曜 17:58～18:00（再放送：毎週火曜 1:58～2:00） ＜問い合わせ先＞ 県広報広聴課	○聴覚障害者
手話通訳者の派遣	聴覚障害者、音声機能障害者又は言語機能障害者で、主として手話を会話の手段としている方が社会生活上必要不可欠な外出をする場合などに、手話通訳者を派遣しています。 ＜問い合わせ先＞ あいち聴覚障害者センター TEL(052)228-6660 FAX(052)221-8663 メール aichi.deaf.center@flute.ocn.ne.jp	○聴覚障害者 ○音声機能障害者 ○言語機能障害者
要約筆記者の派遣	聴覚障害者、音声機能障害者又は言語機能障害者で、主として要約筆記を会話の手段としている方が社会生活上必要不可欠な外出をする場合などに、要約筆記者を派遣しています。 ＜問い合わせ先＞ あいち聴覚障害者センター TEL(052)228-6660 FAX(052)221-8663 メール aichi.deaf.center@flute.ocn.ne.jp	○聴覚障害者 ○音声機能障害者 ○言語機能障害者
中途失聴者リハビリテーション講座の開催	中途失聴者、難聴者やその家族を対象に社会参加に必要な情報や知識を学ぶ学習会を実施しています。 ＜問い合わせ先＞ あいち聴覚障害者センター TEL(052)228-6660 FAX(052)221-8663 メール aichi.deaf.center@flute.ocn.ne.jp	○中途失聴者 ○難聴者
中途失聴者トータルコミュニケーション講座の開催	中途失聴者、難聴者やその家族を対象にコミュニケーション方法を学ぶ学習会を実施しています。 ＜問い合わせ先＞ あいち聴覚障害者センター TEL(052)228-6660 FAX(052)221-8663 メール aichi.deaf.center@flute.ocn.ne.jp	○中途失聴者 ○難聴者
失語症者向け意思疎通支援者の派遣	失語症者と診断され身体障害者手帳の交付を受けた方の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションの支援を行う意思疎通支援者を派遣しています。 ＜問い合わせ先＞ 一般社団法人愛知県言語聴覚士会 メール shitugo-ishisotu@aa1ht.jp 県障害福祉課 FAX(052)954-6920	○音声機能障害者 ○言語機能障害者
字幕入り映像ライブラリー（貸出）	字幕又は手話を挿入したDVD等を貸し出しています。 ＜問い合わせ先＞ あいち聴覚障害者センター TEL(052)228-6660 FAX(052)221-8663 メール aichi.deaf.center@flute.ocn.ne.jp	○聴覚障害者 ○聴覚障害者団体

事業	内 容	対象者
○聴覚障害者・音声機能障害者の方へ(つづき)		
音声機能障害者の発声訓練	傷病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した方に対して、発声訓練を行います。	○音声機能障害者
	<問い合わせ先> 愛友会 TEL(052)772-2044 FAX(052)772-2044 名古屋市身体障害者福祉連合会 TEL(052)682-0878 FAX(052)671-3124 名身連聴覚言語障害者情報文化センター TEL(052)413-5885 FAX(052)413-5853	
○精神障害者の方へ		
家族教室	心の病を持つ人の家族のために、家族同士の交流を図り、「病気について」、「利用できる福祉制度について」などの勉強会を行います。	○精神障害者
	<問い合わせ先> 保健所	
精神保健福祉 自助グループ	自助グループ(セルフヘルプグループ)という、指導者は特になく、当事者同士で援助し合い、自由に様々な活動を行っているグループです。	○精神障害者
	<問い合わせ先> 精神障害者のための団体等	
○自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給等		
重度後遺障害者に介護料を支給	自動車事故により、脳・脊髄または胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害が残り、常時または随時の介護を必要とする方に介護料が支給されます。支給金額は障害の程度に応じて月額で支給します。	○重度後遺障害者
	○常時要介護の方(自賠法施行令による「介護を要する後遺障害等級別表第一第1級」の認定を受けている方等、ただし、平成14年3月以前の事故の場合は「後遺障害等級1級3号又は4号」の認定を受けている方) 支給額 72,990円～211,530円 ○随時要介護の方(自賠責保険等による「介護を要する後遺障害等級別表第一第2級」の認定を受けている方、ただし、平成14年3月以前の事故の場合は「後遺障害等級2級3号又は4号」の認定を受けている方) 支給額 36,500円～83,480円	
	<問い合わせ先> 独立行政法人自動車事故対策機構名古屋主管支所 TEL(052)218-3017	
交通遺児等の育成資金の貸付	自動車事故で保護者が亡くなったり、重度後遺障害が残った場合に、その家庭のお子さん(義務教育終了前)を対象に無利子で育成資金が借りられます。	
	《貸付額》 一時金 155,000円 月額 10,000円又は20,000円 入学支度金 44,000円 《返還方法》 中学卒業後、6ヶ月又は1年据え置いて20年以内の分賦返済。 ただし、高校・大学等への進学者は、在学期間中は返済が猶予されます。	
	<問い合わせ先> 独立行政法人自動車事故対策機構名古屋主管支所 TEL(052)218-3017	

各種開催状況は地域により異なりますので、事前に問い合わせ先にご確認ください。